

2879

(地 I 196)

平成 2 0 年 3 月 3 日



都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木



「医療機関における衛生的環境の維持管理について」の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局指導課より都道府県衛生素管部（局）医務主管課等に標記通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がなされました。

さて、医療機関におけるねずみ及び昆虫等の駆除作業にあたっての殺鼠殺虫剤等の使用にあたっての留意点については、平成16年11月25日付地 I 160「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」ご通知申し上げたところです。本件は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における特定建築物を対象とする衛生的環境の維持管理について「建築物における衛生的環境の維持管理について」及び「建築物における維持健康管理マニュアルについて」により具体的な手順が示されたことを受け、医療機関は特定建築物には当たらないためこれらの対象にはならないものの、今後の維持管理業務の参考とするよう求めるものです。

つきましては、本件に関しましても本件に関しましてご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

正	副	会	理	事	長	副	理	事	長	副
中	務	課	長	副	課	長	副	課	長	副

事 務 連 絡

平成20年2月26日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局指導課

「医療機関における衛生的環境の維持管理について」の送付について

標記について、別添のとおり各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部(局)医務主管課あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしく申し上げます。



事 務 連 絡

平成 20 年 2 月 26 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)
医務主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関における衛生的環境の維持管理について

医療行政については日頃より御協力いただき、ありがとうございます。

標記については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 20 条の規定に基づき、「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」（平成 16 年 11 月 17 日医政指発第 1117001 号厚生労働省医政局指導課長通知）により、貴管下医療機関に対する指導方お願いしているところです。

この度、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）における特定建築物を対象とする衛生的環境の維持管理について、「建築物における衛生的環境の維持管理について」（平成 20 年 1 月 25 日健発第 0125001 号厚生労働省健康局長通知）及び「建築物における維持管理マニュアルについて」（平成 20 年 1 月 25 日健衛発第 0125001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により、より具体的な手順等が示されたところです。

医療機関は、特定建築物には当たらないため、これらの対象とはなりません。が、今後の維持管理業務の参考とされるよう、貴管下医療機関の管理者等に対する周知方よろしく申し上げます。

○照会先 医政局指導課 徳本
直 通 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562